

令和2年度薬物乱用防止啓発活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、薬物乱用防止啓発活動の推進を図るため、滋賀県内各少年センターが行う薬物乱用防止に関する研修会および街頭啓発等の啓発活動事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほかこの要綱の定めるところによる。

(補助対象および交付額)

第2条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 次の表の基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と当該事業にかかる総事業費から寄付金その他これに類する収入の額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

基準額	補助対象経費
各少年センター一律 230,000円	薬物乱用防止に関する研修会および街頭啓発等の啓発活動事業に要する経費で次に示すもの。 研修・啓発物資代、使用料・賃借料、講師謝金、旅費、需用費、役務費

(交付申請)

第3条 規則第3条に規定する補助金の交付申請は、別紙様式1による申請書を、同申請書に記載する関係書類を添えて、別途指定する期日までに提出するものとする。

(交付の条件)

第4条 規則第5条に規定する条件は、次のとおりとする。

補助事業にかかる予算および決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(変更交付申請)

第5条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して、追加交付申請等を行う場合には、別紙様式2による申請書を、同申請書に記載する関係書類を添えて提出するものとする。

(実績報告)

第6条 規則第12条に規定する事業実績報告は、別紙様式3による報告書を同報告書に記載する関係書類を添えて事業完了後1ヶ月以内に提出するものとする。

(標準事務処理期間)

第7条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

(1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。

(3) 規則第13条の規定による額の確定は、第6条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(補助金等の交付)

第8条 規則第15条に規定する補助金等交付請求書は、別紙様式4により確定通知受領後速やかに知事に提出するものとする。

なお、規則第15条第2項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、別紙様式5による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の支出方法等)

第9条 規則第15条に規定する補助金の支出方法は、次のとおりとする。

(1) 補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、概算払いにより交付することができる。

(申請の取り下げ)

第10条 規則第7条に規定する申請の取り下げ期日は、交付決定通知後1ヶ月以内とする。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度補助金に適用する。

